

社会福祉法人春風会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人春風会（以下「当法人」という。）定款第8条及び21条の規程に基づき役員（理事及び監事）及び評議員、また評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

(支給)

第2条 役員等に対する報酬の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- 2 理事長は、定款により法人及び施設運営のための代表権の行使を有し、職務遂行の重要かつ困難性、責任の重大性を勘案し、別表第1に定める月額とする。
- 3 その他役員報酬については、別表第1に定める日額とする。
- 4 出勤のための旅費を2,000円とする。
- 5 宿泊を伴う勤務に対して、宿泊料として1泊あたり10,000円・食卓料として2,000円を支給する。
- 6 退職慰労金については、別表第2に定める額とする。

(当法人職員給料との併給)

第3条 当法人の職員を兼ね、職員給料を受けている役員には支給しない。

(報酬の計算方法及び支給方法)

第4条 報酬の計算期間は、前月の16日から当月の15日を締めとし、その月の25日に支給する。

- 2 退職慰労金については、任期の満了、辞任または死亡の場合に支給する。

(公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第7条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

1. この規程は、平成29年6月17日より施行する。
2. この規定は、第2条第2項を追加し、以下を繰り下げ令和2年1月1日より施行する。

別表1

理 事	日 額
理事会への出席及び法人・施設業務のための出勤	8,500円

監 事	日 額
監事監査等への出席	8,500円
理事会への出席及び法人・施設業務のための出勤	8,500円

理事長	月 額
理事会への出席及び法人・施設業務のための出勤	360,000円

評議員	日 額
評議員会への出席及び法人・施設業務のための出勤	8,500円

評議員選任・解任委員	日 額
委員会への出席及び法人・施設業務のための出勤	8,500円

別表2

退職慰労金

在任年数 × 10,000円 とする。

なお1年未満は切り上げとする。